

鹿児島県棚田地域振興計画

令和2年3月13日
(令和8年2月5日一部改正)

1 棚田地域の振興の目標

指定棚田地域が、棚田地域振興法（令和元年法律第42号。以下「法」という。）に規定された具体的な施策等を活用することにより、

- ・ 棚田等に対する県民の理解促進
- ・ 棚田等の保全による多面的機能の維持・発揮
- ・ 地域外県民等との交流促進

などが進み、棚田を核とした地域振興が図られることを目標とする。

なお、本計画による指定棚田地域の振興に当たっては、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」、「中山間地域等集落活性化指針」など各種地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

2 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講すべき施策

（1）棚田等に対する県民の理解促進に資する施策

棚田等は、単に農畜産物の生産・供給のみならず、自然環境の保全や良好な景観の形成等といった多面的機能を有している。

地域によっては、棚田オーナー制度や交流イベント等の取組を通じて、県民の理解促進に努めているところも見られるが、十分とはいえない状況にある。

このため、各種広報媒体の活用に加え、直売所や観光案内所、道の駅等での「棚田カード※1」の配布や「棚田パネル」の展示等を通じて、県民に対し情報が幅広く行き渡るよう情報発信の強化を図る。

※1 「棚田カード」

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田のもつ多様な魅力と維持保全するための取組に対する理解を深めることを目的に、県が作成・配布するもの

（2）棚田等の保全に資する施策

ア 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等

棚田地域は、農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄が懸念される棚田や樹園地等が増えてきている。

このため、中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する日本型直接支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等やスマート農業の導入・普及に資する施策の活用を図る。

また、棚田等で生産される棚田米やかんきつ類等の農作物については、ブランド化や6次産業化等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。

イ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害防止対策等

棚田地域は、多様な自然環境を有するとともに、観光資源としての魅力も有する。

このため、棚田地域における自然体験イベント等の推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、住民主体の被害防止対策や、侵入防止柵・わなの設置、捕獲活動の強化等、鳥獣被害防止対策に資する施策の活用を図る。

ウ 県土（国土）保全や地域社会の維持・活性化

棚田地域のうち地すべりがおこりやすい地域においては、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

エ 県の基金を活用した支援

県中山間ふるさと・水と土保全対策事業、県中山間ふるさと・水と土保全推進事業を活用し、指定棚田地域の棚田等の保全及び棚田地域の振興を図る。

（3）地域外県民等との交流促進に資する施策

ア 農山漁村体験や自然体験学習等、都市農村交流・体験の推進

棚田地域は、一部において教育活動の一環として児童・青少年の体験学習等のイベントが開催されているが、開催に要する経費等の負担軽減が求められている。

このため、都市農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

イ 観光資源の魅力向上等、観光の促進

棚田地域は、観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域においては十分に活用できていない現状がある。

このため、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。

また、観光の促進に向け、棚田の周辺にインバウンド向けの案内板等の設置や体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客の受け入れ態勢を整備する。

ウ 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大

一部の棚田地域では、棚田オーナー制度や都市農村交流、農業体験イベント等を行っているが、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていないという実態がある。

このため、都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田の保全の新たな担い手の確保に向けて、「地域おこし協力隊」等の制度を活用するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組む。

また、空き家の利活用の促進などを通じて、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備することにより、棚田の保全等の新たな担い手の確保を進める。

エ 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保存・活用

棚田地域は、美しい景観を誇っている一方、電線や電柱、屋外広告物など眺望を遮るものもある。

このため、棚田の美しい景観の維持に向けて、文化的景観等、文化財を保存・活用するための施策の活用を図る。

(4) その他

県においては、各府省庁の制度や仕組みについて情報収集・把握し、その活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や協議会等に対して情報提供を行う。

3 県の推進体制

(1) 鹿児島県棚田地域振興連絡会議の設置

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、教育、環境等の部局の職員から構成される鹿児島県棚田地域振興連絡会議を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図る。

(2) 棚田地域の振興に関する県の窓口

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農政部農村振興課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

4 全国の棚田地域に関する情報の収集・発信

先進的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く情報を収集・発信することで、県内の棚田地域への横展開を図る。

発信に当たっては、関係市町村等とも連携しながら、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行う。

5 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等とも連携しながら、選定する。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる

ア 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

イ 棚田の多面的機能の維持・促進が期待できること

農産物の供給、県土（国土）の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

(2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる

・ 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

6 指定棚田地域以外の振興

指定棚田地域以外についても、農業生産活動や棚田等の保全に向けて、日本型直接支払、県中山間ふるさと・水と土保全対策事業や県中山間ふるさと・水と土保全推進事業等を推進しながら、振興を図っていく。